

新型コロナウイルスワクチンの不適切な保存について

1. 概要

国が承認している新型コロナウイルスワクチン（以下、「コロナワクチン」という。）の保存温度等については、 -90°C ～ -60°C のディープフリーザーから、 2°C ～ 8°C を保った状態で接種医療機関に配送し、冷蔵（ 2°C ～ 8°C ）保存することになっている。

先般、市内の接種医療機関において、この方法とは異なる温度帯で保存し、接種に使用していた。

2. 接種期間

令和3年5月25日～令和4年7月19日

3. 経緯等

8月2日に当該接種医療機関にコロナワクチンの必要バイアル数を確認した際、残数があったため、状況を確認したところ、冷凍庫で保存されていることが判明した。

4. 対応状況

当該接種医療機関において、該当者に対して、文書により謝罪と説明を行っている。また、経過観察を行っているが、現時点では健康被害等は確認されていない。

5. 本市の対応

- (1) 市内の接種医療機関に対して、保存方法を確認し、全て適切に保存されていることを確認済
- (2) 再発防止のため、改めて、保存方法及び適正な管理の徹底を通知済

6. その他

取材希望がありましたら、事前に連絡をお願いします。